

# 型 式 承 認 書

D K - 2 6 4 0 H e d e h u s e n e D e n m a r k

R O C K W O O L A / S P r e s i d e n t , C h i e f E x e c u t i v e T o m K a h l e r 殿

船舶安全法第6条ノ4第1項の規定により、下記の物件について型式承認をする。  
なお、国土交通大臣が必要あると認め、指示したときは、同物件について国土交通大臣が船舶等型式承認規則第6条の規定に準じて行う試験を受けなければならない。

- 1 物件の名称 仕切り甲板 ( A - 3 0 級 )
- 2 物件の型式 A 3 0 D K ( M B 4 5 )

平成 1 6 年 1 月 6 日

国土交通大臣 石 原 伸 晃

